

公共事業等に係る市町負担金の見直しについて

1 市町負担金の現状

(1) 本県の状況

本県では、地方財政法や道路法等の規定に基づき、県が行う土木その他の建設事業等について、当該事業等による受益の限度において、経費の一部を市町に負担を求めています。

また、地方財政法では、市町に負担を求める金額は、当該市町の意見を聞き定めなければならないと規定されており、本県においても、翌年度負担率決定の協議、当初予算要求・確定時の情報提供、負担額確定のための文書協議等を行っています。

(2) 市町村負担金の見直しに関する全国知事会の申し合わせ

昨年7月の全国知事会議において、直轄事業負担金制度の改革に関する国への要請について申し合わせを行うなかで、市町村負担金についても「直轄事業負担金制度の改革の主旨を踏まえ同様に見直す」とこととされました。

(3) 三重県市長会からの要望

昨年8月、三重県市長会から県への統一要望項目として、上記の全国知事会議での申し合わせなどの動向を踏まえ、市町負担金について確実に見直しを実施するとともに、見直しに際しては、事業計画段階からの情報提供及び事業の必要性等の協議、使途の内訳などの一層の情報開示、見直しを進めるための県と市町による協議会の設置等も実施されたい旨の要望がありました。

(参考) 国における直轄事業負担金の見直しの状況

国においては、直轄事業負担金に関する内訳等について、平成21年度の予定額及び事業計画等を通知する際に、工事費等の目細別の内訳の明示、業務取扱費における営繕宿舍費、車両費及び広報費の負担額の明示など内容の充実を図ることとされました。

また、昨年12月に示された平成22年度政府予算案では、直轄事業負担金制度の見直しとして、維持管理費負担金の平成22年度からの廃止(特定の事業については平成23年度から廃止)、業務取扱費に係る地方負担制度の全廃及び補助事業(公共事業)の事務費に対する国庫補助制度の全廃が示されました。

なお、平成21年度分の直轄事業負担金については、営繕宿舍費及び退職手当が請求の対象から外されるなど、当初予定額通知等の内容が見直され、2月1日にあらためて内訳書が提示されています。

2 本県における見直しの状況

(1) 三重県市町負担金に係る検討調整会議の開催

市町負担金の見直しに関する県と市町との協議の場として、各市町の副市長、副町長等及び県の関係部長等を構成員とする「三重県市町負担金に係る検討調整会議」を先月（1月8日）開催し、下記の事項について合意しました。

（合意事項）

平成21年度市町負担金の運用上の見直しについて

- ・ 県単独事業の事務費率を地方債における事務費率の基準に準じて概ね引き下げる方向で見直す。
- ・ 県から市町への負担額確定のための協議において、箇所別の工事費内訳等さらなる情報提供を行う。
- ・ 繰越事業に係る負担金について、市町の選択により出来高に応じた負担金納入が出来ることとする

市町負担金見直しの基本的な考え方について

市町負担金を求めている各事業について、「県の責任において実施すべき事業」、「市町と県が共同で実施すべき事業」、「市町の事業を県が代行して実施している事業」及び「受益者が特定される事業」に分類し、今後の負担金のあり方を検討していくこととし、次回会議で県から具体的な事業の分類案を提案することとする。

3 今後の取組

- (1) 平成21年度分の負担金については、検討調整会議で合意された運用上の見直しに基づき、負担額の確定などの事務作業を進めます。
- (2) 平成22年度以降の市町負担金のあり方については、国の動向等も注視しながら、検討調整会議において、十分な意見交換を行っていきます。

「三重県市町負担金に係る検討調整会議」の運用について(案)

(会議の趣旨及び名称)

- 1 三重県が実施する公共事業等にかかる市町負担金について、運用上の取扱い及び今後のあり方について、県と市町とが検討・調整を行うため、「三重県市町負担金に係る検討調整会議」(以下「検討調整会議」という。)を開催します。

(検討・調整事項)

- 2 検討調整会議は、次に掲げる事項について、必要な検討・調整を行うこととします。
 - (1) 市町負担金の運用上の見直しに関すること
 - (2) 市町負担金の今後のあり方に関すること
 - (3) その他市町負担金に関すること

(構成)

- 3 検討調整会議は、別表1に掲げる職にある者で構成することとします。

(議事の進行)

- 4 議事の進行は、三重県県土整備部長が行うこととします。

(庶務)

- 5 検討調整会議の庶務は、三重県県土整備部において処理することとします。

(その他)

- 6 検討調整会議における検討状況等については、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」総会へ適宜報告することとします。

当面のスケジュール等

第1回検討調整会議(平成22年1月)

(協議事項案)

- ・平成21年度市町負担金の運用上の見直しについて
- ・市町負担金見直しの基本的な考え方について

第2回検討調整会議(平成21年度内を予定)

(協議事項案)

- ・各事業別の見直しの考え方について

なお、第3回以降の開催については、第2回までの検討・調整状況を踏まえて決定します。

別表 1

所 属 ・ 団 体 名		役 職 名
三重県	政策部	理事（地域支援担当）
	総務部	部長
	環境森林部	部長
	農水商工部	部長
	県土整備部	部長 理事（都市政策担当）
市・町	津市	副市長
	四日市市	副市長
	伊勢市	副市長
	松阪市	副市長
	桑名市	副市長
	鈴鹿市	副市長
	名張市	副市長
	尾鷲市	副市長
	亀山市	副市長
	鳥羽市	副市長
	熊野市	副市長
	いなべ市	企画部長
	志摩市	副市長
	伊賀市	副市長
	木曾岬町	総務企画課長
	東員町	副町長
	菰野町	副町長
	朝日町	総務税務課長
	川越町	事業部長
	多気町	副町長
	明和町	副町長
	大台町	副町長
	玉城町	副町長
	度会町	副町長
	大紀町	総務財政課長
	南伊勢町	統括兼建設課長
紀北町	副町長	
御浜町	副町長	
紀宝町	産業基盤整備担当理事	

平成 21 年度市町負担金の運用上の見直しについて（案）

平成 21 年度分の市町負担金については、下記により見直しを行います。

記

1 事務費について

項 目	現 状	見 直 し 案
県単事業における事務費率	事業ごとに県で事務費率を定めている。	地方債における事務費率の基準に準じる。

2 情報提供について

今年度から見直される直轄事業負担金における情報提供を参考に、ルールで定めた負担額確定のための文書協議に下記の明細を追加します。（別紙 1）

情報提供する項目	現 状	見直し案
事業名・細事業名		
事業箇所及び箇所別事業費		
箇所別の工事費内訳（本工事費、測量試験費等）		
事務費内訳（節別支出見込額）		
50 万円以上の備品購入状況		

3 繰越事業に係る負担金の支払い方法について

繰越事業に係る負担金については、出来高に応じた納入ができるようにします。

項 目	現 状	見 直 し 案
繰越事業に係る市町負担金の納入時期	繰越事業分を含めた全額の負担を現年度中に求めている。	繰越事業については、市町の選択により、出来高に応じた負担金納入ができるものとする。 ただし、原則として、市町が負担金の繰越明許費を計上することを条件とする。

平成21年度 建設事業負担金調書明細(案)

〇〇市

部分が新たに情報提供を行う部分

県予算事業目 : 県単道路改築事業費

単位:円

区分	箇所名	事業費	負担率	負担金額	負担金のうち 工事費	工事費内訳				負担金のうち 事務費
						本工事費	測量試験費	用地補償費	その他	
一般	(一)〇〇〇線(△△町)	5,000,000	1/10	500,000	450,000	320,000	50,000	52,000	28,000	50,000
一般	(一)〇〇〇線(◇◇◇町)	40,000,000	1/10	4,000,000	3,620,000	3,620,000				380,000
一般	(一)〇〇〇線(△△町)	211,000	1/10	211,000	190,000		190,000			21,000
一般	国道××号(〇〇町)	10,000,000	1/10	1,000,000	900,000			900,000		100,000
一般	国道××号(□□□町)	15,320,000	1/10	1,532,000	1,380,000	1,200,000		180,000		152,000
一般	(主)□□△△線(〇〇町)	40,000,000	1/10	4,000,000	3,600,000	2,000,000	1,600,000			400,000
	計	110,531,000		11,243,000	10,140,000	7,140,000	1,840,000	1,132,000	28,000	1,103,000

※その他の内容〔付帯工事費〕

◎50万円以上の備品購入状況

備品名	取得金額

※事務費については、事業目単位で一括経理しているため、工事費案分による額である。

※負担金調書作成時点の見込額であり、工事費内訳及び事務費の内訳については、変更が生じることがあります。

◎負担金のうち事務費の内訳

節・細節	支出見込額	節・細節	支出見込額
01 報酬		12 役務費	160,000
02 給料		13 委託料	210,000
03 職員手当等		14 使用料及び賃借料	50,000
04 共済費		18 備品購入費	39,000
07 賃金		19 負担金補助及び交付金	
08 報償費		27 公課費	
09 旅費	182,000		
11 需用費	462,000	計	1,103,000

(別紙1)

市町負担金見直しの基本的な考え方について（案）

市町負担金を求める各事業の性質等に応じて分類し、今後の負担金のあり方について協議します。

（ 分 類 ）

県の責任において実施すべき事業

市町と県が共同で実施すべき事業

市町の事業を県が代行して実施している事業

受益者が特定される事業